

## 第二部 発行者情報

# 第1 発行者の概況

## 1. 主要な経営指標等の推移

当機構は、平成15年10月1日に設立されました。従って主要な経営指標等は、当機構の平成15年度（平成15年10月1日から平成16年3月31日までの期間）の法人単位及び機構法第15条に基づく各勘定に関して記載しています。

なお、参考として当機構の前身である社会福祉・医療事業団の平成11年度から平成15年度（平成15年4月1日から平成15年9月30日までの期間）の各勘定についても記載しています。

### <独立行政法人福祉医療機構>

#### ○ 法人単位

（単位：百万円）

	平成15年度（10月～3月期）
経常収益	70,833
経常費用	80,780
経常損失 *1	9,947
臨時損失	6,135
臨時利益	9,331
当期純損失	6,752
資本金 *2	285,535
純資産額 *3	244,875
総資産額	3,598,874
自己資本比率 *4	6.80%
業務活動によるキャッシュ・フロー	△74,766
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,441
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,283
現金及び現金同等物の期末残高	16,869
役職員数	271名

\*平成16年3月31日現在、当機構においては連結の対象となる特定関連会社はありません。

#### (1) 一般勘定

（単位：百万円）

	平成15年度（10月～3月期）
経常収益	41,768
経常費用	42,212
経常損失 *1	444
当期純損失	444
資本金 *2	5,535
純資産額 *3	4,927
総資産額	3,049,233
業務活動によるキャッシュ・フロー	△67,294
投資活動によるキャッシュ・フロー	△95
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,340
現金及び現金同等物の期末残高	6,850

#### (2) 長寿・子育て・障害者基金勘定

（単位：百万円）

	平成15年度（10月～3月期）
経常収益	2,162
経常費用	2,081
経常利益 *1	81
臨時利益	12
当期純利益	92
資本金 *2	280,000
純資産額 *3	281,968
総資産額	282,375
業務活動によるキャッシュ・フロー	54
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の期末残高	1,638

**(3) 共済勘定**

(単位：百万円)

	平成 15 年度 (10 月～3 月期)
経常収益	9,427
経常費用	23,594
経常損失 *1	14,167
臨時損失	96
臨時利益	9,319
当期純損失	4,944
資本金 *2	-
純資産額 *3	△4,944
総資産額	622
業務活動によるキャッシュ・フロー	△8,662
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	367
現金及び現金同等物の期末残高	621

※事業団においては、一般勘定共済経理として整理しています

**(4) 保険勘定**

(単位：百万円)

	平成 15 年度 (10 月～3 月期)
経常収益	16,344
経常費用	11,720
経常利益 *1	4,624
臨時損失	6,039
当期純損失	1,415
資本金 *2	-
純資産額 *3	△36,933
総資産額	42,886
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,325
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,328
財務活動によるキャッシュ・フロー	-
現金及び現金同等物の期末残高	2

※事業団においては、一般勘定保険経理として整理しています

**(5) 年金担保貸付勘定**

(単位：百万円)

	平成 15 年度 (10 月～3 月期)
経常収益	1,131
経常費用	1,172
経常損失 *1	41
当期純損失	41
資本金 *2	-
純資産額 *3	△142
総資産額	223,758
業務活動によるキャッシュ・フロー	△2,189
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15
財務活動によるキャッシュ・フロー	△424
現金及び現金同等物の期末残高	7,759

**(6) 労災年金担保貸付勘定**

平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団（現在の独立行政法人労働者健康福祉機構）より労災年金担保貸付事業が移管され、当機構の労災年金担保貸付勘定において新たな業務として行っております。従って、本説明書作成日現在、主要な経営指標等について記載出来るものは存在しません。

[指標等の説明]

\*1：経常利益(経常損失)＝経常収益－経常費用

\*2：資本金＝政府出資金

\*3：純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金（欠損金）

\*4：自己資本比率＝純資産／総資産×100

## <社会福祉・医療事業団>

### (1) 一般勘定

#### ① 一般勘定（総合）

（単位：百万円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
経常収益	196,882	198,245	198,637	190,586	112,608
事業収入 注1)	129,619	130,795	135,903	135,137	82,669
国庫補助金収入	36,723	34,766	36,334	34,561	20,402
当期利益金又は損失金	158	△2,084	△1,277	1,859	1,502
資本金	12,550	12,550	12,550	12,550	12,550
資本合計	12,568	10,484	9,207	11,066	12,568
総資産額	2,720,597	2,923,633	3,013,097	3,092,417	3,137,607

注) 事業収入＝貸付事業収入＋経営指導収入＋退職手当共済事業収入＋心身障害者扶養保険事業収入

#### ② 一般勘定（一般経理）

（単位：百万円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
経常収益	109,484	105,623	99,602	91,631	41,687
事業収入 注1)	69,781	72,595	71,890	68,082	33,004
国庫補助金収入	19,274	14,268	13,562	13,504	3,801
当期利益金 注2)	0	0	0	0	0
資本金	12,550	12,550	12,550	12,550	12,550
資本合計	12,568	12,568	12,568	12,568	12,568
総資産額	2,682,295	2,883,892	2,972,924	3,048,824	3,082,729

引当金戻入額 注2)	20,266	18,499	13,850	9,746	4,732
引当金繰入額 注2)	18,499	13,850	9,746	4,732	427
(繰入額)－(戻入額)	△1,767	△4,649	△4,104	△5,014	△4,305

注1) 事業収入＝貸付金利息＋経営指導収入

注2) 当経理における損益計算では、前年度に費用計上した引当額をいったん収益として戻入れた後、当該年度に発生した損益差相当額を引当金限度額の範囲内で費用（引当金繰入）として繰入れております。このため、当該利益金又は損失金は計上されず、実質的な損益状況は引当金の繰入と戻入の差額になっております。

#### ③ 一般勘定（共済経理）

（単位：百万円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
経常収益	55,124	62,296	68,570	68,411	59,795
事業収入 注1)	35,223	35,895	41,964	45,302	43,087
短期借入金 注3)	—	2,084	3,360	1,502	4,577
国庫補助金収入 注2)	17,374	20,424	22,699	20,986	16,566
当期利益金又は損失金 注3)	158	△2,084	△1,277	1,859	1,502
資本金	—	—	—	—	—
資本合計	0	△2,084	△3,360	△1,502	0
総資産額	7,277	5,177	2,253	2,626	14,414

注1) 事業収入＝掛金＋都道府県補助金＋返納金

注2) 共済経理における国庫補助金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第18条に基づく法律補助によるものであります。

注3) 各年度の退職手当給付金について、当初計画に比し退職者が増加したことに伴い不足を生じた場合、その給付財源について、国庫補助金は補正予算により増額いたしますが、都道府県補助金については年度内調達不可能なことから、事業団が都道府県に代わり市中金融機関から借入れを行い資金調達しております。このため、当該不足分が当期損失金となっております。

なお、この損失は、翌年度の都道府県補助金に上乗せして徴収することとされており、当該上乗せ分が当期利益金となりますので、翌年度には解消されることになっております。

## ④ 一般勘定（保険経理）

（単位：百万円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
経常収益	32,274	30,326	30,465	30,543	11,126
事業収入 <sup>注1)</sup>	24,614	22,305	22,050	21,754	6,577
国庫補助金収入	74	73	73	71	35
当期利益金 <sup>注2)</sup>	0	0	0	0	0
資本金	—	—	—	—	—
資本合計	—	—	—	—	—
総資産額	31,024	34,564	37,920	40,967	40,464

注 1) 事業収入＝受取保険料＋保険金＋信託収益金

注 2) 当該経理における一般管理費相当額について国庫補助金を受け入れております。

## (2) 長寿・子育て・障害者基金勘定

（単位：百万円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
経常収益	4,899	5,392	5,170	5,020	2,310
基金運用収入	4,892	5,350	5,153	4,953	2,265
当期利益金又は損失金	370	389	179	189	120
資本金	240,000	280,000	280,000	280,000	280,000
資本合計	242,519	282,909	283,088	283,276	283,397
総資産額	242,521	282,915	283,089	283,278	283,398

## (3) 年金担保貸付勘定

（単位：百万円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
経常収益			1,482	2,288	1,218
当期利益金又は損失金 <sup>注2)</sup>			△126	126	△20
資本金			—	—	—
資本合計			△126	0	△20
総資産額			163,249	215,804	224,329

注 1) 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成 12 年 3 月 31 日法律第 20 号）（以下、「承継法」という。）に基づき、平成 13 年 4 月 1 日より、年金担保貸付事業を承継してその業務を行っております。従って平成 12 年度以前の記載すべき経営指標等は存在しません。

注 2) 平成 13 年度の当期損失金 126 百万円及び平成 15 年度の当期損失金 20 百万円は、社会福祉・医療事業団法（昭和 59 年 8 月 14 日法律第 75 号）（以下、「事業団法」という。）第 29 条第 2 項の規定により、繰越欠損金として整理しています。

## 2. 沿革等

昭和 29 年	社会福祉事業振興会設立、福祉貸付事業開始
35 年	医療金融公庫設立、医療貸付事業開始
36 年	退職手当共済事業開始（社会福祉事業振興会）
40 年	大阪支店を開設し、貸付業務開始（医療金融公庫）
45 年	心身障害者扶養保険事業開始（社会福祉事業振興会）
58 年	臨時行政調査会が「行政改革に関する第 5 次答申－最終答申－」のなかで 社会福祉事業振興会と医療金融公庫の統合を提言
59 年	社会福祉・医療事業団法公布
60 年	社会福祉・医療事業団発足（1 月 1 日） 貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等を承継 経営診断・指導事業を開始
平成 元 年	長寿社会福祉基金事業として助成及び調査研究等事業開始 経営診断・指導事業として開業医承継支援事業開始
2 年	福祉・保健情報サービス事業開始 長寿社会福祉基金勘定を創設
10 年	長寿社会福祉基金勘定を長寿・子育て・障害者基金勘定に改称
13 年	年金福祉事業団の解散に伴い、年金担保貸付事業を開始
14 年	独立行政法人福祉医療機構法公布
15 年	独立行政法人福祉医療機構発足（社会福祉・医療事業団解散）
16 年	労働福祉事業団の解散に伴い、労災年金担保貸付事業を開始

### （参考）最近 10 年間における日本政府による主な福祉及び医療に関する政策について

昭和 60 年	第 1 次医療法改正
平成元年	ゴールドプラン策定（平成 2 年度～）
4 年	第 2 次医療法改正
6 年	新ゴールドプラン策定（平成 7 年度～） エンゼルプラン策定（平成 7 年度～）
7 年	障害者プラン策定（平成 8 年度～）
9 年	第 3 次医療法改正
11 年	ゴールドプラン 21 策定（平成 12 年度～） 新エンゼルプラン策定（平成 12 年度～）
12 年	介護保険制度の実施 第 4 次医療法改正
14 年	新障害者プラン策定（平成 15 年度～）
16 年	子ども・子育て応援プラン策定（平成 17 年度～）

#### 注) 1. 高齢者関連プラン

##### (1) ゴールドプラン

将来の超高齢社会に備えて老人対策強化の目的で策定された平成 11 年度までの施策計画です。このゴールドプランには、高齢者が安心して生活を送るために必要な公共サービスの基礎整備を図るために在宅福祉・施設福祉に関する整備目標が掲げられています。

(整備目標)	ホームヘルパー	100,000 人
	特別養護老人ホーム	240,000 人分
	介護老人保健施設	280,000 人分

##### (2) 新ゴールドプラン

ゴールドプランの目標を大幅に上回る高齢者保健福祉サービス整備の必要性が明らかになったことや、ゴールドプラン策定以降、各種高齢者保健福祉施策の整備充実が図られてきたことなどから、高齢者介護対策の更なる充実を目的として、ゴールドプランを全面的に見直して策定されたものであります。

(整備目標)	ホームヘルパー	170,000 人
	特別養護老人ホーム	290,000 人分
	介護老人保健施設	280,000 人分

### (3) ゴールドプラン 21

平成 11 年度で終了した新ゴールドプランを引き継ぎ、在宅介護の充実に重点を置いた新しい高齢者保健福祉計画であります。

(整備目標)	ホームヘルパー	350,000 人
	特別養護老人ホーム	360,000 人分
	介護老人保健施設	297,000 人分

## 2. 障害者関連プラン

### (1) 障害者プラン

障害のある人が地域社会の中で共に暮らせる社会を創ることを目指しております。このプランにおいては、バリアフリー化や福祉サービスなどの施策を省庁横断的に盛り込んでおります。

(整備目標)	地域生活援助事業・福祉ホーム	20,000 人分
	授産施設・福祉工場	68,000 人分

### (2) 新障害者プラン

平成 14 年度で終了した障害者プランを引き継ぎ、平成 15 年度を初年度とする新障害者プランを新たに策定し、新障害者基本計画に掲げた「共生社会」の実現を目的として、障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備等に取り組むものであります。

(整備目標)	地域生活援助事業	30,400 人分
	福祉ホーム	5,200 人分
	通所授産施設	73,700 人分

## 3. 少子化社会関連プラン

### (1) エンゼルプラン

21 世紀の少子社会に対応するため、社会全体の子育てに対する気運を醸成するとともに子育て支援施策を総合的・計画的に推進していくものであります。

(整備目標)	低年齢児受入れの拡大	600,000 人
	延長保育の推進	7,000 ヶ所

### (2) 新エンゼルプラン

従来のエンゼルプランを見直し、平成 16 年度までに重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画として策定されたものであります。

(整備目標)	低年齢児受入れの拡大	680,000 人
	延長保育の推進	10,000 ヶ所

### (3) 子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）の掲げる 4 つの重点課題（「若者の自立とたくましい子どもの育ち」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」「子育ての新たな支え合いと連携」）に沿って平成 21 年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を提示されたものであります。

(施策目標)	保育所の受入れ児童数の拡大	215 万人
	延長保育の推進	16,200 ヶ所

## 4. 医療法改正関係

### (1) 第 1 次医療法改正

医療資源の効率的活用を図っていくため、都道府県による地域医療計画の策定と実施が打ち出されました。この他、医療法人の運営適正化、指導体制の整備などが改正の中心となりました。

### (2) 第 2 次医療法改正

これまで画一的な規制が行われてきた医療機関の機能分化と体系化を進めることに重点が置かれました。主な改正内容として医療施設機能の体系化（特定機能病院と療養型病床群の創設）、適切な医療情報の提供（広告規制の緩和、診療科名の規定整備）などがあります。

### (3) 第 3 次医療法改正

介護保険制度に関連する基盤整備の一環をなす改正として位置付けられております。主な改正内容として、有床診療所への療養型病床群設置、地域医療支援病院制度の創設などがあります。

### (4) 第 4 次医療法改正

高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化などを踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するため、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図ることを目的としております。主な改正内容として、新たな病床区分の整備、適正な入院医療の確保、広告規制の緩和などがあります。

### 3. 事業の内容

#### (1) 当機構の設立の目的及び経緯について

当機構は、機構法に基づき設立された独立行政法人であります。

当機構は、社会福祉事業振興会（昭和 29 年、社会福祉法人に対し社会福祉事業施設の経営に必要な資金を融通し、その他社会福祉事業に関し必要な助成を行い、もって社会福祉事業の振興を図ることを目的として設立）と、医療金融公庫（昭和 35 年、国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であって一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として設立）が昭和 60 年 1 月に統合された事業団の業務を承継する独立行政法人として、平成 15 年 10 月 1 日に設立されました。

当機構の目的は、機構法第 3 条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記のほか、厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。

このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤作り等、国の施策<sup>\*</sup>と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

※詳細については本説明書 12 ページをご参照ください。

#### (2) 資本金の構成

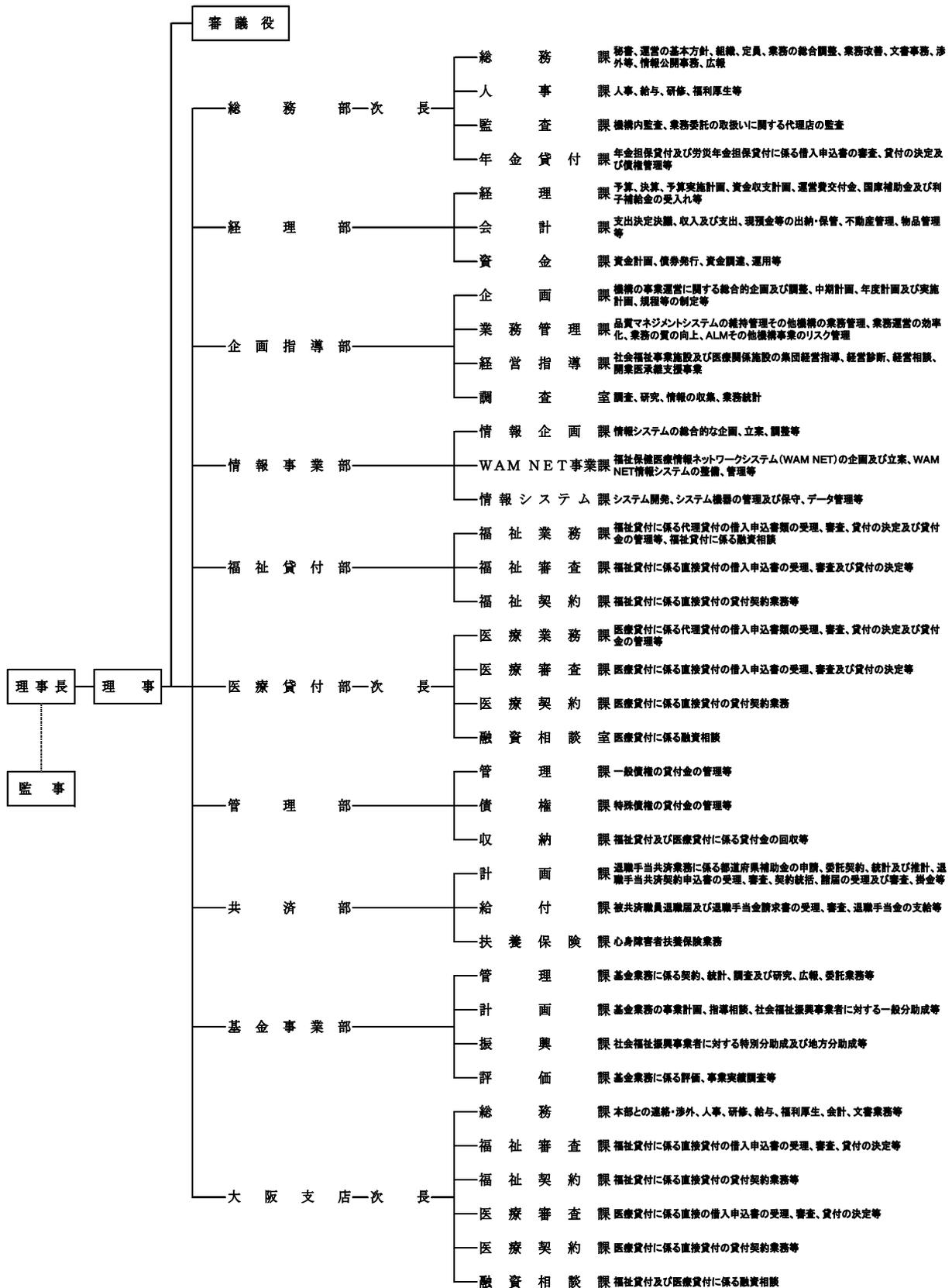
当機構の資本金は、政府が全額出資しております。各勘定の構成については、以下のとおりとなっております。

	(平成 16 年 3 月 31 日現在)
一般勘定	5,535 百万円
長寿・子育て・障害者基金勘定 <sup>※1</sup>	280,000 百万円
共済勘定 <sup>※2</sup>	－百万円
保険勘定 <sup>※2</sup>	－百万円
年金担保貸付勘定 <sup>※2</sup>	－百万円
資本金（政府出資金）合計	285,535 百万円

※<sup>1</sup>機構法の一部改正（平成 16 年 11 月 17 日法律第 139 号）により、長寿・子育て・障害者基金勘定において、障害者のスポーツの振興のため、特に必要と認められる活動への助成を行おうとする場合であって、基金の運用の状況にかんがみやむを得ないと認めるときは、当該基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を当該助成に充てることができることとされております。

※<sup>2</sup>共済勘定、保険勘定及び年金担保貸付勘定については、政府からの出資を受けておりません。従って資本金残高はありません。労災年金担保貸付勘定における出資金については、平成 16 年 11 月 29 日に開催された資産評価委員会において決定されております。

(3) 組織図 (平成 17 年 4 月 1 日現在)





#### ④ 財務及び会計について

##### (ア) 財務諸表等

通則法第 38 条第 1 項により、当機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。

##### (イ) 会計監査人の監査

通則法第 39 条により、当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされております。なお、同法第 40 条により、会計監査人は、厚生労働大臣が選任することとされております。

##### (ウ) 長期借入金及び債券

機構法第 17 条第 1 項により、当機構は厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券を発行することができることとされております。なお、同条第 2 項により、厚生労働大臣は認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならないとされております。

#### (5) 民間金融機関との関係について

##### ① 代理貸付制度について

当機構の福祉貸付事業及び医療貸付事業は、各資金を利用される方の利便の向上を図るため、機構法第 14 条により、都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用組合等にその業務の一部を委託しております。

当該事業における代理貸付の範囲につきましては、福祉貸付では、「有料老人ホーム（一部特定有料老人ホーム等は除く）」及び「在宅サービス事業及び営利法人等が行う老人デイサービスセンター等で借入申込金額が 3 億 5 千万円以下のもの」が対象となります。また、医療貸付では、「東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県の病院で借入申込金額が 3 億 5 千万円以下のもの」及び「診療所」等が主な対象となります。

なお、受託金融機関は、委託された業務について、業務方法書第 54 条に基づく責務をもって処理しなければならないとされております。

一方、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業におきましては、この資金を利用される方の利便の向上を図るため、すべて代理貸付方式を採用しており、機構法 14 条により、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等にその業務の一部を委託しております。

なお、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業における受託金融機関の保証責任はありません。

##### ② 民間金融機関との連携について

病院等の医療施設に対する融資においては、基本的には、民業補完の立場から民間金融機関との協調融資を前提としております。また、国の医療政策や医療機関等の特性を踏まえた高度な専門的判断に基づく審査に加え、融資を通じて医療供給体制の地域的不均衡の是正などの医療政策を誘導しており、この機構融資が民間金融機関の医療施設に対する融資の呼び水効果をもたらす側面もあります。

また、平成 17 年度より、介護関連施設等の整備に係る資金需要に対応して、資金調達が円滑に行えるように、当機構と民間金融機関が連携して融資が行えるような仕組みを構築しているところです。

さらに、年金担保貸付及び労災年金担保貸付において、年金受給権を担保に提供することについては、年金法上禁止されておりますが、唯一例外的に当機構が行うことが認められていることから、民間金融機関と競合することはありません。

## (6) 当機構の業務内容について

国の福祉政策及び医療政策を実現するため、国の指揮・監督のもと、国と連携して貸付事業、基金事業、その他の事業等を公正かつ総合的に実施する必要があることから、当機構は、機構法第12条及び第13条に基づき、以下の業務を行っております。

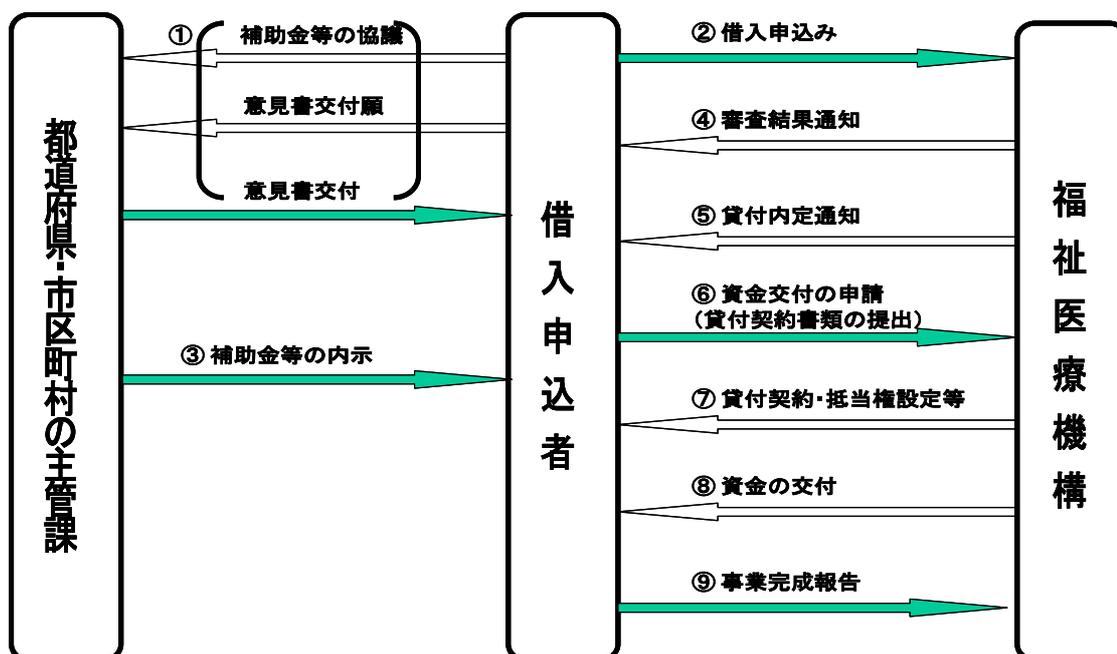
なお、各勘定毎の具体的な業務内容は以下のとおりであります。

### ① 一般勘定

#### (ア) 福祉医療貸付事業（福祉貸付）

少子・高齢化が急速に進行する中で、社会保障の基盤を揺ぎないものとしていく必要があるため、国及び地方公共団体においては、社会福祉施設の計画的整備等の施策を推進するため、整備費の一部を補助しているところであり、当機構では、こうした施策と連携し基盤整備を進めるため社会福祉施設等の設置・整備に必要な融資を行っております。

(当該事業における業務フロー)



(貸付の概要)

#### ○ 貸付の対象

業務方法書第4条により、貸付対象施設及び貸付の相手方が規定されております。主なものは、特別養護老人ホーム・ケアハウス・老人デイサービスセンターなどの老人福祉施設、身体障害者療護施設・身体障害者授産施設などの身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者福祉ホームなどの知的障害者援護施設、保育所・児童養護施設・知的障害児施設などの児童福祉施設、有料老人ホーム・在宅サービス事業などのシルバーサービス事業等で、また貸付けを受けられる方は、社会福祉法人、日本赤十字社のほか、民法上の公益法人、医療法人などです。

#### ○ 貸付金の使途

・貸付金の使途は、業務方法書第6条により以下のとおりとなっております。

##### (設置・整備資金)

建築資金（新築、改築、拡張、改造・修理、購入、賃借などに必要な資金）、設備備品整備資金（機械器具、備品の整備資金）、土地取得資金

##### (経営資金)

施設及び事業の経営に必要な資金

<貸付金残高の年次推移－貸付金の使途別>

(単位:件、百万円)

区 分	事業団								当機構	
	平成 12 年度末		平成 13 年度末		平成 14 年度末		平成 15 年度末 <sup>注)</sup>		平成 15 年度末 <sup>注)</sup>	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
設置・整備資金	12,735	986,052	12,995	1,020,478	13,451	1,068,155	13,645	1,093,958	13,914	1,140,947
経営資金	1,519	71,651	1,480	53,133	1,446	36,001	1,702	32,699	1,671	24,046
合 計	14,254	1,057,703	14,475	1,073,611	14,897	1,104,156	15,347	1,126,657	15,585	1,164,993

注) 当機構においては、平成 15 年度 (10 月～3 月期) の数値を、事業団においては、平成 15 年度 (4 月～9 月期) の数値を記載しております。

○ 利率

- ・当該業務においては、業務方法書第 7 条第 1 項に基づき厚生労働大臣が別に定めるところにより理事長が定めている利率により利子を徴収しております。なお、同条第 2 項により、災害が発生した場合に貸し付ける社会福祉事業施設の設置・整備資金については、24 月の期間無利子の適用を受けることができます。
- ・利率は、金融情勢によって変わりますが、貸付契約締結時の利率が適用されます。平成 17 年 4 月 13 日現在の利率は、以下のとおりとなっております。なお、償還期間が 10 年を超える場合には、①償還期限まで固定する方法 (固定金利制度) 又は②10 年経過時点で利率を見直す方法 (10 年経過後金利見直し制度) のいずれかを選択します。

<施設種類・資金種類別貸付利率>

施 設 の 種 類	資 金 の 種 類	利率①	利率②	
社会福祉事業施設 (除く介護関連施設)	建築資金	1.50%	1.30%	
	設備備品整備資金			
	土地取得資金			
	経営資金			
介護関連施設 養成施設	建築資金	1.60%	1.40%	
	設備備品整備資金			
	土地取得資金			
有料老人ホーム	建築資金	2.00%	1.80%	
	設備備品整備資金			
	土地取得資金			
高齢者総合福祉センター 在宅介護サービスセンター	建築資金	社会福祉法人等	1.50%	1.30%
	設備備品整備資金	営利法人	2.00%	1.80%
	土地取得資金			
在宅サービス事業	建築資金	2.00%	1.80%	
	設備備品整備資金			
	土地取得資金			
	経営資金			
営利法人等が行う 老人デイサービス事業 老人短期入所事業	設備備品整備資金	2.00%	1.80%	
	経営資金			
営利法人等が行う 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 痴呆対応型老人共同生活援助事業	建築資金	2.00%	1.80%	
	設備備品整備資金			
	土地取得資金			
	経営資金			

※介護関連施設に含まれる施設

特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・経費老人ホーム (ケアハウス)・老人短期入所施設・痴呆対応型老人共同生活援助事業

注) 利率①は、固定金利制度の利率、利率②は、10 年経過後金利見直し制度における当初 10 年間の利率です。

<貸付決定額の年次推移－償還一部免除貸付>

(単位:件、百万円)

区 分	事業団								当機構	
	平成12年度末		平成13年度末		平成14年度末		平成15年度末 <sup>注)</sup>		平成15年度末 <sup>注)</sup>	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
償還一部免除貸付	1,641	1,113	1,689	1,198	1,747	1,294	300	279	1,535	1,139

注) 当機構においては、平成15年度(10月～3月期)の数値を、事業団においては、平成15年度(4月～9月期)の数値を記載しております。

- 無利子期間(全期間無利子貸付)  
業務方法書第8条から第12条に規定される社会福祉施設等の整備に係る貸付金については、全期間無利子貸付とされております。
- 貸付金の限度額  
業務方法書第17条により、貸付金の限度額は、貸付対象施設により70～100%を乗じた金額を限度としています。
- 償還期間及び据置期間  
業務方法書第16条第1項において、貸付対象や資金の種類等により規定されております。(5年以内～20年以内)。また、同条第2項において据置期間が設けられています(6ヶ月以内～2年以内)。
- 担保  
業務方法書第19条により、担保は原則として徴求するものとされております。
- 保証人  
業務方法書第20条により、保証人は原則として立てさせるものとされております。
- 都道府県知事等の意見  
業務方法書第21条により、当該貸付に当たっては、貸付に係る社会福祉事業施設等を管轄する都道府県知事又は市町村(特別区を含む)の長の意見を求めるものとしております。
- 業務の委託  
機構法第14条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託することができます。なお、参考までに当機構における当該貸付業務の平成15年度末残高は1,164,993百万円となっており、総貸付残高に占める代理貸付の割合は、0.03%となっております。

<貸付金残高の年次推移－施設種類別>

(単位:件、百万円、%)

区 分	事業団												当機構		
	平成12年度末			平成13年度末			平成14年度末			平成15年度末 <sup>注1)</sup>			平成15年度末 <sup>注1)</sup>		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
老人福祉施設	7,704	798,417	75.5	8,070	822,527	76.6	8,346	846,694	76.7	8,079	840,238	74.6	8,640	902,505	77.5
知的障害者援護施設	1,903	88,163	8.3	2,031	91,276	8.5	2,116	94,050	8.5	2,176	93,477	8.3	2,311	95,351	8.2
児童福祉施設	3,150	82,457	7.8	3,116	86,161	8.0	3,179	93,339	8.5	3,205	94,601	8.4	3,249	98,354	8.4
身体障害者更生援護施設	673	41,341	3.9	679	43,193	4.0	680	43,115	3.9	760	45,310	4.0	771	45,714	3.9
その他 <sup>注2)</sup>	824	47,324	4.5	579	30,454	2.8	576	26,958	2.4	1,127	53,030	4.7	614	23,069	2.0
合 計	14,254	1,057,703	100.0	14,475	1,073,611	100.0	14,897	1,104,156	100.0	15,347	1,126,657	100.0	15,585	1,164,993	100.0
1件当りの平均貸付額	(74百万円)			(74百万円)			(74百万円)			(73百万円)			(75百万円)		

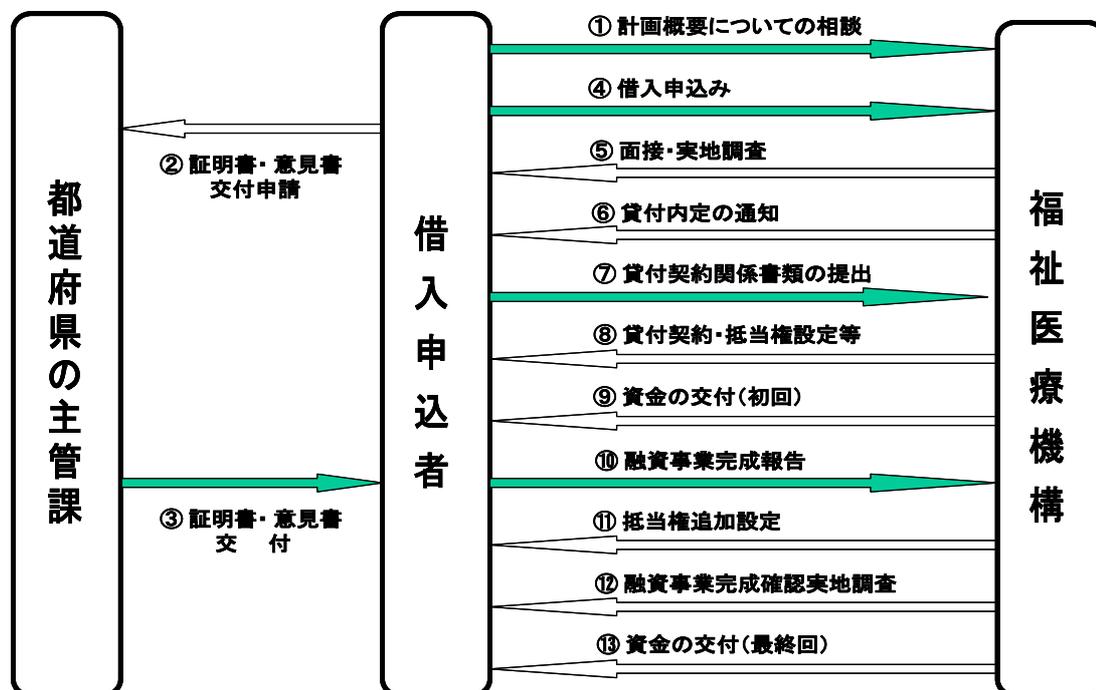
注1) 当機構においては、平成15年度(10月～3月期)の数値を、事業団においては、平成15年度(4月～9月期)の数値を記載しております。

注2) その他……精神障害者社会復帰施設、その他の社会福祉法による施設、在宅サービス事業等

(イ) 福祉医療貸付事業（医療貸付）

当該事業は、国が進める質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築等の施策と連携し、医療分野の基盤整備を進めるため、医療施設の設置・整備又は経営に必要な資金の融資を行っております。

(当該業務における業務フロー)



(貸付の概要)

○ 貸付の対象

業務方法書第22条により、貸付対象施設及び貸付の相手方が規定されております。主なものは、病院・診療所（一般診療所・歯科診療所）、介護老人保健施設・指定訪問看護事業、医療従事者養成施設、薬局・助産所、疾病予防運動施設・温泉療養運動施設等で、また貸付を受けられる方は、個人、医療法人のほか、民法上の公益法人や社会福祉法人、学校法人などです。

○ 貸付金の使途

・貸付金の使途は、業務方法書第23条により以下のとおりとなっております。

(設置・整備資金)

建築資金（新築、増改築、購入、賃借などに必要な資金及び土地取得資金）

機械購入資金（医療機械器具、備品などの購入に必要な資金）

(長期運転資金)

新設等に伴い必要な資金

経営の安定化を図るために必要な資金など

<貸付金残高の年次推移－貸付金の使途別>

(単位：件、百万円)

区 分	事業団								当機構	
	平成 12 年度末		平成 13 年度末		平成 14 年度末		平成 15 年度末 <sup>注)</sup>		平成 15 年度末 <sup>注)</sup>	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
設置・整備資金	6,964	1,806,085	7,043	1,876,391	7,099	1,926,508	7,114	1,929,413	7,135	1,998,693
長期運転資金	435	6,391	440	6,081	372	4,668	749	10,169	978	12,746
合 計	7,399	1,812,476	7,483	1,882,472	7,471	1,931,176	7,863	1,939,582	8,113	2,011,439

注) 当機構においては、平成 15 年度（10 月～3 月期）の数値を、事業団においては、平成 15 年度（4 月～9 月期）の数値を記載しております。

○ 利率

- ・当該業務においては、業務方法書第24条に基づき厚生労働大臣が別に定めるところにより理事長が定めている利率により利子を徴収しております。
- ・利率は、金融情勢によって変わりますが、貸付契約締結時の利率が適用されます。平成17年4月13日現在の利率は、以下のとおりとなっております。なお、償還期間が10年を超える場合には、①償還期限まで固定する方法（固定金利制度）又は②10年経過時点で利率を見直す方法（10年経過後金利見直し制度）のいずれかを選択します。

施設の種類	資金の種類		利率①	利率②
病院 診療所 助産所 歯科技工所 医療従事者養成施設	新築資金		1.50%	1.30%
	増改築資金	甲種		
		乙種		
薬局 衛生検査所 施術所	機械購入資金 長期運転資金		2.00%	—
	全資金		2.00%	—
介護老人保健施設	全資金		1.60%	1.40%
疾病予防運動施設	全資金		2.00%	1.80%
温泉療養運動施設	全資金		2.00%	1.80%
指定訪問看護事業	全資金		1.60%	—
国立病院等の譲受に要する資金	国立病院等の資産購入資金		1.50%	1.30%

注1) 利率①は、固定金利制度の利率、利率②は、10年経過後金利見直し制度における当初10年間の利率です。

注2) 利率②欄の「—」については、償還期間が10年未満のため、10年経過後金利設定見直し制度は適用されません。

○ 貸付金の限度

業務方法書第26条において、貸付対象施設や資金の種類により貸付金の限度額が規定されております。

- ・建築資金…標準建設費と融資率（融資対象施設により90%、80%、75%、70%の場合があります）から算出した額/限度額7億2,000万円
- ・機械購入資金…所要額と融資率（融資対象施設により90%、80%、75%、70%の場合があります）から算出した額/限度額7,500万円（介護老人保健施設の場合5,000万円）
- ・長期運転資金…所要額と融資率（融資対象施設により90%、80%、75%、70%の場合があります）から算出した額/限度額1,500万円（介護老人保健施設の場合1,000万円）
- ・経営安定化資金（病院、介護老人保健施設及び診療所に限り）…所要額/限度額 病院・介護老人保健施設1億円、診療所4,000万円

○ 償還期間及び据置期間

業務方法書第25条において、貸付対象や資金の種類により規定されております。（3年以内～25年以内）。また、据置期間が設けられています（6ヶ月以内～3年以内）。

○ 担保

業務方法書第29条により、担保は原則として徴求するものとされております。

○ 保証人

業務方法書第29条により、保証人は原則として立てさせるものとされております。

○ 都道府県知事の証明書・意見書

当該貸付に当たっては、貸付に係る医療関連施設等を管轄する都道府県主管課の証明書、意見書を求めるものとしております。

○ 業務の委託

機構法第14条により厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託することができます。

<貸付金残高の年次推移－施設種類別>

(単位:件、百万円、%)

区 分	事業団												当機構		
	平成12年度末			平成13年度末			平成14年度末			平成15年度末 <sup>(注1)</sup>			平成15年度末 <sup>(注1)</sup>		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
病院	2,035	782,305	43.2	2,109	856,750	45.5	2,179	917,728	47.5	2,231	934,360	48.2	2,266	997,355	49.6
診療所	3,010	112,133	6.2	3,020	114,309	6.1	2,981	114,910	6.0	3,323	118,182	6.1	3,527	120,621	6.0
介護 老人保健施設	2,253	911,562	50.3	2,258	905,048	48.1	2,226	893,156	46.2	2,230	881,737	45.4	2,242	888,478	44.2
その他 <sup>(注2)</sup>	101	6,476	0.4	96	6,365	0.3	85	5,382	0.3	79	5,306	0.3	78	4,985	0.2
合 計	7,399	1,812,476	100.0	7,483	1,882,472	100.0	7,471	1,931,176	100.0	7,863	1,939,582	100.0	8,113	2,011,439	100
1件当りの 平均貸付額	(245百万円)			(252百万円)			(258百万円)			(247百万円)			(248百万円)		

注1) 当機構においては、平成15年度(10月～3月期)の数値を、事業団においては、平成15年度(4月～9月期)の数値を記載しております。

注2) その他・・・医療従事者養成施設、指定訪問看護事業等

(ウ) 経営診断・指導事業

社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、その経営を支援するため、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行っており、セミナー形式の集団経営指導と個別施設を対象とした経営診断・指導を実施しております。

平成16年度において、福祉経営診断・指導については、個別経営診断24施設、集団経営指導11地区(参加者1,820人)で実施しております。

一方、医療経営診断・指導については、個別経営診断を実施するとともに、医療経営等をテーマとしたセミナーを実施し、個別経営診断16施設、集団経営指導を7地区(参加者1,003人)で実施しております。また、事業の一環として、引退を考えているものの後継者のいない開業医に後継者を紹介し、円滑な医業の承継を支援する開業医承継支援事業を実施しております。

(エ) 福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)

当機構では、国や地方公共団体をはじめ、福祉、保健、医療、介護に関する民間団体等が利用できる共通のネットワークシステム(WAMNET)を整備し、関係機関との情報の連携、共有化を図りながら、福祉・保健・医療・介護関連の情報をインターネットを利用することで、広く一般に提供しています。

当該事業により開設しているホームページの平成17年2月末の利用状況は、利用機関が4万5,813機関、ヒット数が、コミュニティ、オープン合わせて月平均約650万回(ヒット数)となっております。

なお、介護保険事業者情報におけるサービス事業所数は、390,197事業所となっております。

## ② 長寿・子育て・障害者基金勘定

社会福祉の振興を助成することを目的として政府による出資金 2,800 億円を受け入れております。

当該出資金は、機構法第 23 条の規定により安全かつ確実な方法により運用されるとともに、その運用益により基金事業を円滑に実施しているところであります。

また、事業実施にあたっては、業務方法書第 4 章の規定により助成対象事業者等に対し助成金の交付等を行っております。

なお、全国から助成希望者を公募するにあたり、当該助成等を適正に行うため、業務方法書第 33 条に基づき、基金事業審査・評価委員会を設置し、交付対象の採択を諮るほか、理事長の諮問により助成に係る重要事項を調査審議することとされております。

< 助成事業等の実施推移 >

(単位：件、百万円)

区 分	事業団								当機構	
	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度末 <sup>注)</sup>		平成 15 年度末 <sup>注)</sup>	
	件数	助成金額	件数	助成金額	件数	助成金額	件数	助成金額	件数	助成金額
助成事業	825	4,177	853	4,231	843	4,068	665	1,862	244	1,688

注) 当機構においては、平成 15 年度 (10 月～3 月期) の数値を、事業団においては、平成 15 年度 (4 月～9 月期) の数値を記載しております。なお、平成 15 年度の助成事業等のうち、91 事業 (助成事業 89、交付金事業 2) が事業団、機構に重複しています。

## ③ 共済勘定 (退職手当共済事業)

社会福祉施設職員等退職手当共済法 (昭和 36 年法律第 155 号) の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等※に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行っております。

社会福祉施設等職員に係る退職手当金の支給に充てる財源は、共済契約者 (経営者) が負担する掛金と、国及び都道府県の補助金によって賄われております。

なお、当該共済事業において共済契約者が納付する掛金は、毎年度、厚生労働省告示をもって定められます。

※ 申出施設等……共済契約者である社会福祉法人が経営する社会福祉施設・特定社会福祉事業以外の施設・事業であって、退職手当共済制度の対象とするため当機構に申し出、その承諾を得たもの。

## ④ 保険勘定 (心身障害者扶養保険事業)

道府県等が実施している心身障害者扶養共済制度によって、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険する事業であります。

心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方の保護者が掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときに、その扶養する障害のある方に終身一定の年金を支給するものであります。

また、保険加入者が納付する掛金、年金支給額及び弔慰金支給額は、国が示す条例準則に従って、各地方公共団体が条例により規定しております。

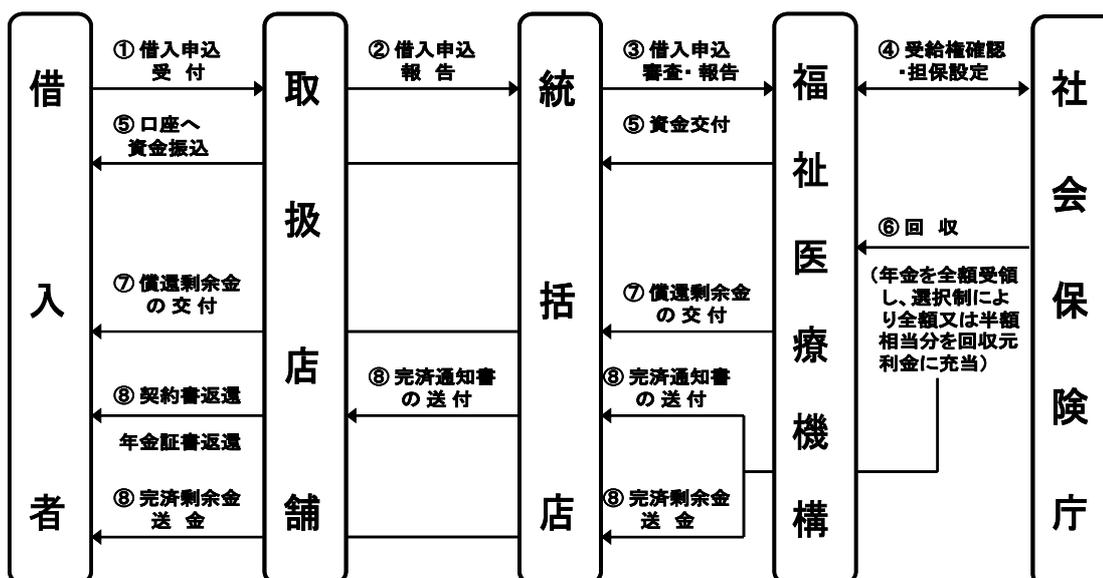
この制度は、障害のある方の将来に対する保護者の不安を軽減し、障害のある方が安定した生活を送り、福祉の増進が図られることを目的としたもので、親たちの自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものであります。

## ⑤ 年金担保貸付勘定（年金担保貸付事業）

当該貸付事業は、年金受給者の自立の促進と福祉の増進を図ることを目的として、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく年金たる受給権者に対し、その受給権を担保として生業、住居、冠婚葬祭、医療などに必要な小口の資金の貸付けを行っております。これら厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法においては、年金受給者を保護する観点から、当該受給権を担保に供することを禁止しております。その唯一の例外として当機構は、年金担保貸付事業を行っております。

なお、当該業務は、平成13年4月1日をもって、年金福祉事業団が解散したことに伴い、これまで年金福祉事業団が行っていた年金担保貸付事業を、承継法第28条により事業団が開始し、現在は当機構が行っております。

（当該事業における業務フロー）



（貸付の概要）

- 貸付の対象
 

業務方法書第44条により、厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金（老齢福祉年金を除く。）受給権者であり、現に年金の支給を受けている者とされております。
- 貸付金の使途
 

生業、住居、冠婚葬祭、医療など公序良俗に反しない限り、制限はありません。
- 利率
 

業務方法書第45条に基づいて、理事長の定める利率により、利息を徴収しております。

なお、平成17年4月15日現在、その利率は、1.4%となっております。当該貸付金利の適用は取扱店舗において借入申込書を受理した日とされております。
- 償還期間
 

業務方法書第46条により、4年以内（借入額と年金額及び償還方法により決まる）と定められています。
- 貸付金の限度額
 

業務方法書第47条により、償還の方法が全額償還の場合は年金額の1.5倍の範囲内、半額償還の場合は、年金額の範囲内であり、何れも最低10万円から最高250万円までとされております。
- 担保及び償還の方法
 

業務方法書第48条により、貸付金の償還は、原則として担保（年金受給権）に供された年金の支払をもって充てるものとされております。
- 保証人
 

業務方法書第49条により、保証人は原則立てさせるものとされております。

なお、当該貸付においては、財団法人年金融資福祉サービス協会の制度を利用することができます。

※ 財団法人年金融資福祉サービス協会

厚生労働省所管の公益法人であり、年金受給権を担保とする小口資金融資に係る年金受給者の債務の保証、被保険者住宅資金貸付に係る事業主の債務の引受等に関する事業を行うことにより、年金住宅融資制度の円滑な運営と被保険者の福祉の増進を図ることを目的に設立されております。

○ 業務の委託

機構法第14条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託しております。当該貸付業務は、民間金融機関の取扱店舗を通じて行われております。

なお、当該貸付における受託金融機関の元金回収に係る保証責任はありません。

<年金担保貸付実績の推移>

(単位：件、百万円、%)

資金使途		年福事業団	事業団			当機構
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度 <sup>注)</sup>	平成15年度 <sup>注)</sup>
生業資金	件数	64,582	72,404	85,026	45,133	46,003
	構成比	40.7	43.2	43.5	44.4	44.7
	金額	80,774	87,653	100,242	51,960	52,536
	構成比	40.2	42.6	43.1	44.0	44.4
住居資金	件数	30,209	30,048	34,011	17,428	17,237
	構成比	19.0	17.9	17.4	17.1	16.8
	金額	41,161	39,615	43,881	21,874	21,537
	構成比	20.5	19.3	18.9	18.5	18.2
教育資金	件数	6,747	6,911	8,143	3,790	4,675
	構成比	4.2	4.1	4.2	3.7	4.5
	金額	8,546	8,553	9,753	4,504	5,493
	構成比	4.2	4.2	4.2	3.8	4.6
医療資金	件数	12,098	12,474	15,159	8,333	8,713
	構成比	7.6	7.4	7.8	8.2	8.5
	金額	13,423	13,339	15,760	8,338	8,682
	構成比	6.7	6.5	6.8	7.1	7.3
冠婚葬祭資金	件数	15,750	15,652	17,171	8,472	8,405
	構成比	9.9	9.3	8.8	8.3	8.2
	金額	19,741	19,043	20,062	9,607	9,346
	構成比	9.8	9.3	8.6	8.1	7.9
旧債返済資金	件数	8,812	9,573	12,584	6,374	6,091
	構成比	5.5	5.7	6.4	6.3	5.9
	金額	12,785	13,319	16,806	8,436	7,922
	構成比	6.4	6.5	7.2	7.1	6.7
レジャー資金	件数	6,662	6,518	7,124	3,637	3,476
	構成比	4.2	3.9	3.6	3.6	3.4
	金額	7,364	7,009	7,467	3,809	3,584
	構成比	3.7	3.4	3.2	3.2	3.0
その他の資金	件数	13,993	14,193	16,253	8,511	8,262
	構成比	8.8	8.5	8.3	8.4	8.0
	金額	17,343	17,070	18,709	9,657	9,108
	構成比	8.6	8.3	8.0	8.2	7.7
合計	件数	158,853	167,773	195,471	101,678	102,862
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	金額	201,137	205,602	232,680	118,185	118,207
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1件当たりの平均貸付額		(1.3百万円)	(1.2百万円)	(1.2百万円)	(1.2百万円)	(1.1百万円)

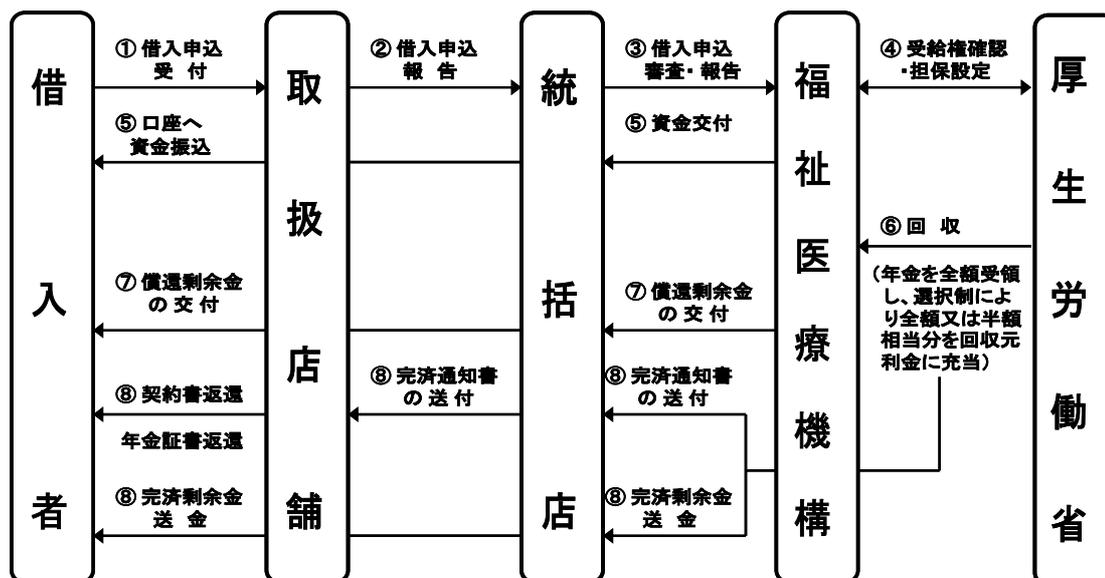
注) 当機構においては、平成15年度(10月～3月期)の数値を、事業団においては、平成15年度(4月～9月期)の数値を記載しております。

## ⑥ 労災年金担保貸付勘定

当該貸付事業は、年金受給者の自立の促進と福祉の増進を図ることを目的として、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）に基づく年金たる受給者に対し、その受給権を担保として生業、住居、冠婚葬祭、医療などに必要な小口の資金の貸付けを行っております。労働者災害補償保険法においては、年金受給者を保護する観点から、当該受給権を担保に供することを禁止しております。その唯一の例外として当機構は、労災年金担保貸付業務を行っております。

なお、当該業務は、平成 16 年 4 月 1 日をもって労働福祉事業団が解散したことに伴い、これまで労働福祉事業団が行っていた労災年金担保事業を、独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第 2 条により当機構が行っております。

(当該事業における業務フロー)



(貸付の概要)

- 貸付の対象
 

業務方法書第 44 条により、労働者災害補償保険法に基づく年金受給者であり、現に年金の支給を受けている者とされております。
- 貸付金の使途
 

生業、住居、冠婚葬祭、医療など公序良俗に反しない限り、制限はありません。
- 利率
 

業務方法書第 45 条に基づいて、理事長の定める利率により、利息を徴収しております。  
なお、平成 16 年 4 月 1 日現在、その利率は、0.6%となっております。当該貸付金利の適用は取扱店舗において借入申込書を受理した日とされております。
- 償還期間
 

業務方法書第 46 条により、4 年以内と定められています。
- 貸付金の限度額
 

業務方法書第 47 条により、償還の方法が全額償還の場合は年金額の 1.5 倍の範囲内、半額償還の場合は、年金額の範囲内であり、何れも最低 10 万円から最高 250 万円までとされております。
- 担保及び償還の方法
 

業務方法書第 48 条により、貸付金の償還は、原則として担保（年金受給権）に供された年金の支払をもって充てるものとされております。
- 保証人
 

業務方法書第 49 条により、保証人は原則立てさせるものとされております。  
なお、当該貸付においては、財団法人年金融資福祉サービス協会の制度を利用することができます。

※ 財団法人年金融資福祉サービス協会

厚生労働省所管の公益法人であり、年金受給権を担保とする小口資金融資に係る年金受給者の債務の保証、被保険者住宅資金貸付に係る事業主の債務の引受等に関する事業を行うことにより、年金住宅融資制度の円滑な運営と被保険者の福祉の増進を図ることを目的に設立されております。

○ 業務の委託

機構法第 14 条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託しております。当該貸付業務は、民間金融機関の取扱店舗を通じて行われております。

なお、当該貸付における受託金融機関の元利金回収に係る保証責任はありません。

## **(7) 当機構における損益構造と運営費交付金等について**

当機構の各勘定における損益構造は、以下のとおりであります。

### **① 一般勘定**

当機構の一般勘定における貸付事業は、福祉施設及び医療施設の整備に対する融資が主たるものですが、その実施主体は、極めて公共性が高く、営利を目的として経営できない特殊性を有していることから、政策の重要性を考慮し、その誘導効果を高めるための資金を低利で融通することとされているため、利ざやはマイナスの状況が継続する可能性があります。これらの政策目的の低利融資に伴う貸付金利と調達金利差から生ずる損益差及びその他当該勘定における業務に要する経費について、利子補給金及び運営費交付金を受け入れております。なお、利子補給金及び運営費交付金は、あくまでも予算措置に基づく受入れであり、当該受入れに関して法的根拠があるものではありません。従って、今後もこうした状況が継続することを保証するものではありません。

### **② 長寿・子育て・障害者基金勘定**

長寿・子育て・障害者基金勘定は、機構法第 23 条による基金の運用益の範囲内において助成業務等及びこれに附帯する業務に要する経費を賄っていることから、運営費交付金等は受け入れておりません。なお、当該勘定において発生する利益金は、通則法第 44 条第 1 項若しくは同条第 3 項の積立金として整理されます。

### **③ 共済勘定**

当該業務に要する経費に対しては、国庫から社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）第 18 条に基づく給付費補助金及び予算措置に基づく運営費交付金を受け入れております。

### **④ 保険勘定**

当該業務に要する経費に対しては、国庫から予算措置に基づく運営費交付金を受け入れております。

### **⑤ 年金担保貸付勘定**

当該勘定における損益構造は、貸付原資の借入金利息等の直接的な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せしておりますが、事務的経費や人件費等の間接的な経費については、予算措置に基づく運営費交付金を受け入れております。この貸付金利の設定により、当該勘定の年間損益が変動することになります。

### **⑥ 労災年金担保貸付勘定**

当該勘定における損益構造は、貸付原資が政府交付金であることから資金調達コストはかかりませんが、業務委託費等の直接的な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せしております。事務的経費や人件費等の間接的な経費については、予算措置に基づく運営費交付金を受け入れております。この貸付金利の設定により、当該勘定の年間損益が変動することになります。